

■2024 年度 S 日程 卒業見込者特別入学試験・一般入学試験  
法律科目試験「刑法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

最決昭和 61 年 11 月 18 日（刑集 40 卷 7 号 523 頁）を参考に作成した事案である。まず、X・Y による覚せい剤取得行為の評価が詐欺か窃盗かが問題となる。これに関連する裁判例は広島高判昭和 30 年 9 月 6 日（高刑集 8 卷 8 号 1021 頁）、東京高判平成 12 年 8 月 29 日（判時 1741 号 160 頁）などがあるが、A は自室外に持ち出しを認めている以上、覚せい剤に対する A の支配はもはや及ばないので、欺罔による錯誤に基づく処分行為がなされたとみるか、あるいは、A が持ち出しを認めたのが近接する部屋までであったことを重視して A の支配力がなお及んでいたとみて、窃盗の問題と捉えるか、いずれにしても、この点について意識しつつ解答することが求められていた。しかしながら、こうした問題意識が見られない答案が多く、また、詐欺罪にしても窃盗罪にしても、「欺罔」や「窃取」等の要件を充足しているかどうかの検討がない答案が相当数あり、構成要件に関する基本的な知識が不十分であるとの印象を受けた。また、後の X による殺害行為も問題となる。上述最決昭和 61 年では当初から共犯者間で殺害する計画であったことから（2 項）強盗殺人未遂罪として包括一罪とされており、X のみ殺害に関与した今回の問題と事実関係は異なっているものの、X は覚せい剤入手がなされた後に A を殺害しているため、その点を意識しつつ検討する必要があった。また、Y は X による A 殺害の意図を事前に知らされておらず、拳銃発射行為の時点でその場にいたわけでもなく、事後的に知ったに過ぎないために、殺害について共犯としての責任を負うと結論付けることはかなり困難であろう。しかし、時間的・場所的に近接している等の理由で（あるいは理由なく）殺人の共同正犯や幫助を認めた答案が散見された。

さらに、Y が警察署で嘘の供述をした点についても検討する必要があった。参考人の虚偽供述については、犯人隠避罪の成立を認めた最決平成 29 年 3 月 27 日（刑集 71 卷 3 号 183 頁）、虚偽供述が調書として文書化されてもそれだけでは原則としては証拠偽造罪にはならないとした最決平成 28 年 3 月 31 日（刑集 70 卷 3 号 58 頁）などを念頭に解答して欲しかったところである。また、Y にそれを依頼した X については、正犯として処罰対象にならない犯人自身に教唆犯としての罪責が認められるか否かについても議論があるため、この点にも触れる必要がある。しかしながらこうした論点に全く触れていない答案が非常に多かった。

以 上